

定 款

イオンモール株式会社

イオンモール株式会社 定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、イオンモール株式会社と称し、英文では AEON Mall Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、国内外において、次の事業を営むことを目的とする。

1. ショッピングモールを主とした不動産の開発、建設、運営、再生、および管理に関する業務
2. 不動産の売買、交換、賃貸借およびその仲介に関する業務
3. 不動産のプロパティマネジメント（管理運営）に関する業務
4. 酒類、米穀、塩およびたばこなどの販売を含む総合小売業
5. 郵便切手類、印紙、銃砲刀剣、商品券および古物の売買
6. 総合サービス業
7. インターネット上のショッピングモールの企画・制作・運営および各種商品の販売
8. 広告、宣伝に関する業務
9. フランチャイズビジネス事業
10. 有価証券の投資、売買および仲介
11. 総合リース業および物品のレンタル業
12. 実用新案権・特許権・商標権・意匠権等の産業財産権および著作権等の無体財産権の使用許諾権の供与および販売
13. 損害保険代理業
14. 発電事業およびその管理・運営ならびに電気の売買に関する事業
15. 公園、オフィス、ホテル、観光施設、レジャー施設、スポーツ施設、文化施設、教育施設、水族館、住宅、道路、駐車場、駐輪場等の受託・管理運営、賃貸、経営
16. 飲食店の経営
17. 保育所および託児所等の経営
18. 販売促進活動、各種イベント、講演、セミナーの企画・開催・運営管理
19. 情報処理および情報提供サービス業、マーケティング業
20. 貨物自動車利用運送事業、貨物利用運送事業、倉庫事業、流通加工事業、港湾運送事業、物流センター運営事業、通関業、輸出入代行業
21. 移動型施設および車両等を使った賃貸借・仲介事業の企画・管理運営
22. 自家用自動車有償貸渡業
23. 前各号に付帯関連するコンサルティング業務
24. 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を千葉市に置く。

(機 関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、3億2000万株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、会社法第189条第2項各号に掲げる権利および本定款に定める権利以外の権利を行使することができない。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株式名簿管理人を置く。

②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

③当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第 11 条 当会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いおよびその手数料については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第 12 条 当会社の定期株主総会は、毎事業年度終了後 3 カ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

②当会社は、感染症拡大または大規模災害等により、場所の定めのある株主総会を開催することが株主の利益にも照らして適切でないと取締役会が決定したときは、場所の定めのない株主総会を開催することができる。

(定期株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定期株主総会の議決権の基準日は、毎年 2 月末日とする。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

②取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。

②当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

②株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 19 条 当会社の取締役は、20 名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。

②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会の終結の時までとする。

②増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

②取締役会は、その決議によって取締役社長 1 名、必要に応じて取締役会長 1 名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を定めることができる。

(取締役の報酬等)

第 23 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役の責任限定契約)

第 24 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(取締役会の招集権者および議長)

第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

②取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 26 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 27 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。

②当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

(取締役会規則)

第29条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第30条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第31条 監査役は、株主総会において選任する。

②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役の報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役会の招集通知)

第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(社外監査役の責任限定契約)

第36条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(監査役会の決議方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。

(監査役会の議事録)

第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

(監査役会規則)

第39条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第40条 当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第41条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第42条 当会社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。

②当会社の中間配当の基準日は毎年8月末日とする。

③前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

②未払いの配当金には、利息をつけない。

以 上